

愛媛大学学則（案）

〔平成16年4月1日〕
規則第1号

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び
外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学科、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

第3章 厚生補導（第71条・第72条）

第4章 公開講座等（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 教育研究組織

（学科、課程）

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

法文学部	人文社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科
	産業イノベーション学科

	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科

第3節 収容定員 (収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		入学定員	編入学定員		総定員
			第2年次	第3年次	
法文学部	人文社会学科	人		人	人
	昼間主コース	275		10	1,120
	夜間主コース	90		20	400
	計	365		30	1,520
教育学部	学校教育教員養成課程	160			640
	計	160			640
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280
	産業イノベーション学科	25			100
	環境デザイン学科	35			140
	地域資源マネジメント学科	50			200
	計	180			720
理学部	理学科	225			900
	計	225			900
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	60		10	260
	計	155	5	10	855
工学部	工学科	500		10	2,020
	計	500		10	2,020
農学部	食料生産学科	70		5	290
	生命機能学科	45		2	184
	生物環境学科	55		3	226
	計	170		10	700
合計		1,755	5	60	7,355

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日（法文学部の夜間主コースを除く。）

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあつては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあつては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第12条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第1項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(教育課程の編成方法)

第13条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(教職に関する専門教育科目)

第14条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

(履修方法)

第15条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第16条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、

前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 25 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限の 2 倍の年数に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位計算方法)

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び成績判定)

第 20 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、前条第 2 項の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の 5 種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 21 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他学部授業科目の履修)

第23条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第1項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに前条第2項及び第4項並びに次条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第25条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第26条 第57条に規定する外国人留学生に対しては、第11条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第15条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第27条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 本学又は各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4節 入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入

学させることができる。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第58条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第33条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第59条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条第1項及び第2項の規定により入学料の免除又は第67条第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第34条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第35条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
- (5) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 外国において学校教育における14年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項

に規定する者に限る。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあつては、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者

(4) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)

(5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)

(6) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

(7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。)

(3) 大学院(修士課程又は博士課程)を修了した者

(4) 外国において学校教育における16年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学及び再入学の出願手続等)

第38条 第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

(転学部)

第39条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。

2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(入学許可の取消)

第40条 第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第5節 休学、留学、退学等

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は連続して3年を超えることができない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。

5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。

6 休学が2か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

7 休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。

8 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(受験許可)

第44条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に変更して入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) 授業料の納付の義務を怠る者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第6節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業)

第46条 第9条第1項に規定する期間以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にあつては、その超える単位数を60単位に加えて認定する。

3 第1項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA (Grade Point Average) の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。

4 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

(早期卒業)

第47条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学し

たもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第48条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第50条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生

(研究生)

第52条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第30条に定める機構等及び基本規則第31条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第53条 本学の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

(受託研究生等)

第 55 条 公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。

(研究生等に関する規程)

第 56 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、第 5 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第 58 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

- 2 受理した検定料は、返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に、第 1 段階目の選抜の不合格者が第 2 段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

(入学料)

第 59 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

- 2 受理した入学料は、返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

(授業料)

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

- 2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれの年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

前期	4 月 1 日から 9 月 23 日まで
納付期	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期	9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで
納付期	9 月 24 日から 10 月 31 日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
- 5 受理した授業料は、返還しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。
- 7 第 5 項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

(復学の場合の授業料)

第 61 条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

(学年中途卒業の場合の授業料)

第 62 条 学年の途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 63 条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

(停学の場合の授業料)

第 64 条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

(寄宿料)

第 65 条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

(検定料の免除)

第 65 条の 2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の免除)

第 66 条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)

第 8 条第 1 項に定める授業料等減免対象者として認定された者については、入学料の全額又は一部を免除することがある。

3 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第 67 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4 月入学者については 9 月 23 日まで、9 月入学者については 2 月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の免除等)

第 68 条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

(1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者

(3) 修学支援法第 8 条第 1 項に定める授業料等減免対象者として認定された者

(4) その他学長が特に必要と認める者

2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。

3 特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。

4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の免除)

第 69 条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(研究生等の検定料，入学料及び授業料)

第 70 条 研究生，科目等履修生及び聴講生は，検定料，入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生，科目等履修生及び聴講生の検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法は，別に定める。

3 国立大学，国立短期大学又は国立高等専門学校^{（以下「公私立等の大学等」という。）}の学生である特別聴講学生については，検定料，入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学，短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「外国の大学等」という。）}の学生である特別聴講学生については，授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は，別に定める。

5 前項の規定にかかわらず，本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は，当該協定等に基づく特別聴講学生については，授業料を徴収しない。

第 3 章 厚生補導

(厚生補導組織)

第 71 条 厚生補導に関し，基本規則第 19 条の規定による委員会を置くほか，各学部^{（以下「各学部」という。）}に学生生活担当教員を置く。

2 学生生活担当教員規程は，別に定める。

(厚生補導施設等)

第 72 条 本学に，大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舍^{（以下「厚生補導施設等」という。）}を置く。

2 厚生補導施設等に関する規程は，別に定める。

第 4 章 公開講座等

(公開講座)

第 73 条 公開講座は，教授会の議を経て随時にこれを開設する。

2 公開講座に関する科目等については，その都度これを定める。

3 公開講座の講習料については，別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第 74 条 本学は，学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この学則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者に係る教育課程，履修方法，卒業，修了，学位等については，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は，平成 16 年 8 月 4 日から施行し，平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は，平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は，平成 16 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

1 この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 理学部の数理科学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度から平成19年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科	30	60	90
	(従前の学科)			
	数理科学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			

	昼間主コース	1, 0 4 0	1, 0 4 0	1, 0 4 0
	夜間主コース	4 4 0	4 2 0	4 0 0
	人文学科			
	昼間主コース	4 6 0	4 6 0	4 6 0
	夜間主コース	1 8 0	2 0 0	2 2 0
	計	2, 1 2 0	2, 1 2 0	2, 1 2 0

- 3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科		
	昼間主コース	1, 0 5 0	1, 0 6 0
	夜間主コース	4 1 0	3 8 0
	人文学科		
	昼間主コース	4 6 0	4 6 0
	夜間主コース	2 0 0	2 2 0
	計	2, 1 2 0	2, 1 2 0

- 3 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学なくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 4 平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	4 0 0	4 0 0	4 0 0
	特別支援教育教員養成課程	2 0	4 0	6 0
	総合人間形成課程	6 0	1 2 0	1 8 0
	スポーツ健康科学課程	2 0	4 0	6 0
	芸術文化課程 (従前の課程)	1 1 0	1 0 0	9 0
	障害児教育教員養成課程	6 0	4 0	2 0
	生活健康課程	1 2 0	8 0	4 0
	情報文化課程	9 0	6 0	3 0
	計	8 8 0	8 8 0	8 8 0

- 5 平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者

の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

- この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 平成２１年度から平成３４年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第５条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科			
	学科・課程	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員
平成21年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成22年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成23年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成24年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成25年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成26年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成27年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成28年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成29年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成30年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成31年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成32年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成33年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成34年度	95	595	155	855	1,775	7,475

- 平成２１年度から平成２３年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第５条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			
	昼間主コース	1,070	1,080	1,090
	夜間主コース	360	320	300
	人文学科			
	昼間主コース	470	480	490
	夜間主コース	220	240	240
	計	2,120	2,120	2,120

- 平成２１年３月３１日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第４９条第２項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 平成２１年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第１６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 平成２２年度の医学部医学科の第３年次編入学定員は、改正後の第５条の規定にかかわらず、５人とし、平成２２年度以前に入学した第３年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 平成２２年度から平成３６年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学

定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成 2 2 年度	107	592	167	852	1, 787	7, 472
平成 2 3 年度	107	609	167	869	1, 787	7, 489
平成 2 4 年度	107	626	167	886	1, 787	7, 506
平成 2 5 年度	107	643	167	903	1, 787	7, 523
平成 2 6 年度	107	660	167	920	1, 787	7, 540
平成 2 7 年度	107	667	167	927	1, 787	7, 547
平成 2 8 年度	107	667	167	927	1, 787	7, 547
平成 2 9 年度	107	667	167	927	1, 787	7, 547
平成 3 0 年度	102	662	162	922	1, 782	7, 542
平成 3 1 年度	102	657	162	917	1, 782	7, 537
平成 3 2 年度	95	645	155	905	1, 775	7, 525
平成 3 3 年度	95	633	155	893	1, 775	7, 513
平成 3 4 年度	95	621	155	881	1, 775	7, 501
平成 3 5 年度	95	609	155	869	1, 775	7, 489
平成 3 6 年度	95	602	155	862	1, 775	7, 482

- 4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成27年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成28年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成29年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成30年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成31年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成32年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成33年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成34年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成35年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成36年度	95	605	155	865	1,775	7,485

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課

程及び芸術文化課程並びに農学部生物資源学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 3 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科			
	昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	(従前の学科)			
	総合政策学科			
	昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科			
	昼間主コース	375	250	125
	夜間主コース	190	140	70
	計	1,980	1,840	1,680
教育学部	学校教育教員養成課程	440	480	520
	特別支援教育教員養成課程	80	80	80
	(従前の課程)			
	総合人間形成課程	180	120	60
	スポーツ健康科学課程	60	40	20
	芸術文化課程	60	40	20
	計	820	760	700
社会共創学部	産業マネジメント学科	70	140	210
	産業イノベーション学科	25	50	75
	環境デザイン学科	35	70	105
	地域資源マネジメント学科	50	100	150
	計	180	360	540
農学部	食料生産学科	70	140	215
	生命機能学科	45	90	137
	生物環境学科	55	110	168
	(従前の学科)			
	生物資源学科	530	360	180
	計	700	700	700

- 4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1,770	7,533
平成29年度	1,770	7,516
平成30年度	1,765	7,474
平成31年度	1,765	7,432
平成32年度	1,755	7,420
平成33年度	1,755	7,405
平成34年度	1,755	7,390
平成35年度	1,755	7,375
平成36年度	1,755	7,365

- 5 平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
 2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
平成30年度	110	679	170	939	1,770	7,479
平成31年度	110	682	170	942	1,770	7,442
平成32年度	95	670	155	930	1,755	7,430
平成33年度	95	655	155	915	1,755	7,415
平成34年度	95	640	155	900	1,755	7,400
平成35年度	95	625	155	885	1,755	7,385
平成36年度	95	610	155	870	1,755	7,370

附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
 2 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び地球科学科並びに工学部の機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科及び情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
 3 平成31年度から平成33年度までの理学部及び工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成31年度	平成32年度	平成33年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	理学科 (従前の学科)	225	450	675
	数学科	150	100	50
	物理学科	150	100	50
	化学科	156	104	52
	生物学科	129	86	43
	地球科学科	90	60	30
	計	900	900	900
工学部	工学科 (従前の学科)	500	1,000	1,510
	機械工学科	270	180	90
	電気電子工学科	240	160	80
	環境建設工学科	270	180	90
	機能材料工学科	210	140	70
	応用化学科	270	180	90
	情報工学科	240	160	80
	(学科共通)	20	20	10
	計	2,020	2,020	2,020

- 4 平成31年度から平成36年度までの全学部学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成31年度	1, 770	7, 442
平成32年度	1, 755	7, 430
平成33年度	1, 755	7, 415
平成34年度	1, 755	7, 400
平成35年度	1, 755	7, 385
平成36年度	1, 755	7, 370

- 5 平成31年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 教育学部の特別支援教育教員養成課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 令和2年度から令和4年度までの教育学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程 (従前の課程)	580	600	620
	特別支援教育教員養成課程	60	40	20
	計	640	640	640

- 4 令和2年度から令和8年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和2年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和3年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和4年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和5年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和6年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和7年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和8年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- 5 令和2年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 改正後の第33条の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日に農学部食料生産学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規

定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度から令和9年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は，第5条の規定にかかわらず，次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
学科・課程	医学科		全学科			
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
令和4年度	110	685	170	945	1,770	7,445
令和5年度	95	670	155	930	1,755	7,430
令和6年度	95	655	155	915	1,755	7,415
令和7年度	95	640	155	900	1,755	7,400
令和8年度	95	625	155	885	1,755	7,385
令和9年度	95	610	155	870	1,755	7,370

- 3 令和4年3月31日に農学部生命機能学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は，改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は，改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表（第 49 条第 2 項関係）

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状 （聴覚障害者に関する教育の領域） （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）	
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	数学，理科
		高等学校教諭一種免許状	数学，理科
医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	理科，情報，工業
農学部	食料生産学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，農業
	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，農業

愛媛大学学位規程（案）

平成16年4月1日
規則第147号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学位の種類等（第2条～第4条）
- 第3章 学位授与の申請及び審査方法等（第5条～第10条）
- 第4章 学位の授与等（第11条～第17条）
- 第5章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項及び愛媛大学大学院学則第53条の規定に基づき、愛媛大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

第2章 学位の種類等

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

5 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

（学位に付記する専攻分野の名称）

第4条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、学士の学位にあつては別表1のとおりとし、修士、博士及び教職修士（専門職）の学位にあつては別表2のとおりとする。

第3章 学位授与の申請及び審査方法等

（修士の学位授与の申請）

第5条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果を添え、各研究科又は学環（愛媛大学大学院学則第3条第1項に定める学環をいう。以下同じ。）において定める時期に、研究科長又は学環長を経て学長に提出するものとする。

- 2 受理した学位論文又は特定の課題についての研究の成果は、返還しない。

(博士の学位授与の申請)

第6条 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文を添え、各研究科において定める時期に、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 第3条第4項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、学位論文審査手数料（以下「審査料」という。）57,000円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請した場合には、審査料の納付を免除する。

- 3 受理した学位論文及び審査料は、返還しない。

(学位論文)

第7条 学位論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の審査等の付託及び審査委員会)

第8条 学長は、学位授与の申請を受理したときは、学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者が提出する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査及び最終試験又は試問を研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）に付託するものとする。

- 2 前項の審査及び最終試験又は試問を付託された研究科委員会等は、学位論文の内容及び専攻に関係があり、かつ、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する当該研究科又は当該学環の研究指導教員の中から審査委員3人以上を選出して審査委員会を設置し、当該審査及び最終試験又は試問を行わせ、かつ、その結果を報告させるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会等において、必要がある場合は、当該研究科又は当該学環の研究指導教員以外の担当教員を審査委員に充てることができるものとする。ただし、審査委員のうち少なくとも2人は研究指導教員としなければならない。

- 4 第2項に規定する学位論文の審査を行う場合において、研究科委員会等が必要と認めた場合は、同項及び前項に定める審査委員のほかに他の研究科若しくは学環又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として審査委員会に加えることができる。

(最終試験及び試問)

第9条 最終試験は、第3条第2項又は第3項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文の内容を中心として、これに関係ある科目につき筆答又は口頭で行うものとする。

- 2 試問は、第3条第4項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため筆答又は口頭で行うものとする。

- 3 本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位論文完成後本学大学院に再入学しないで第3条第4項の規定による学位の授与を申請した場合は、当該研究科が定める年限内に申請したときに限り、前項に規定する試問を免除することができる。

(合否の決定)

第10条 研究科委員会等は、第8条第2項に規定する審査委員会の報告に基づいて、学位論文の審査及び最終試験又は試問の合否について決定する。

- 2 前項の決定をするには、研究科委員会等の構成員の3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては2分の1以上）の出席を要し、かつ、出席者の無記名投票により、3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては4分の3以上）の賛成がなければならない。

（学位審査の報告）

第11条 研究科長又は学環長は、前条の決定を行ったときは速やかに、決定の結果を氏名、学位の種類及び学位を授与する年月日等を記載した書類により学長に報告するものとする。

- 2 博士課程の研究科長は、前項の書類に学位論文、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の結果の要旨等を添えて報告するものとする。

第4章 学位の授与等

（学位の授与）

第12条 学長は、前条の報告を受けて学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与するものとし、学位を授与できない者にはその旨を通知するものとする。

- 2 学長は、学則第46条及び第47条の規定に基づいて卒業を認定した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

（学位記の様式）

第13条 学位記の様式は、別紙第1から別紙第7までのとおりとする。

（学位授与の報告）

第14条 学長は、第12条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文の要旨等の公表）

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受け、当該学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（学位の名称の使用）

第17条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「愛媛大学」と付記するものとする。

第5章 雑則

（学位授与の取消し）

第18条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は当該研究科委員会等及

び国立大学法人愛媛大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経て学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会等及び教育研究評議会が前項の規定による決定をするには、構成員の3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては2分の1以上）の出席を要し、かつ、出席者の無記名投票により、3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては4分の3以上）の賛成がなければならない。

（雑則）

第19条 この規程の実施に必要な細則は、各研究科及び学環において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前に連合農学研究科博士課程に入学した者の学位授与の申請については、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前に連合農学研究科博士課程に入学した者の試問及び学位記の様式については、改正後の第9条第3項及び別紙第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，再入学又は転学部する者の学位については，改正後の別表1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，再入学又は転学部する者の学位については，改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者の学位については，改正後の別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部	学 科（課 程）	専攻分野の名称
法文学部	人文社会学科	法学・政策学 学術 人文学
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学
社会共創学部	産業マネジメント学科 産業イノベーション学科 環境デザイン学科 地域資源マネジメント学科	社会共創学
理学部	理学科	理学
医学部	医学科	医学
	看護学科	看護学
工学部	工学科	工学
農学部	食料生産学科 生命機能学科 生物環境学科	農学

別表 2（第 4 条関係）

修士，博士及び教職修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の名称

研究科・学環	専 攻	専攻分野の名称		
		修 士	博 士	教職修士 (専門職)
人文社会科学研究科	法文学専攻	法学 人文学		
	産業システム創成専攻	経済学 学術		
教育学研究科	心理発達臨床専攻	臨床心理学		
	教育実践高度化専攻			
医学系研究科	医学専攻		医学	
	看護学専攻	看護学	看護学	
理工学研究科	理工学専攻	理学 工学 数理情報学	理学 工学 数理情報学	
農学研究科	食料生産学専攻	農学		
	生命機能学専攻 生物環境学専攻			
連合農学研究科	生物資源生産学専攻		農学 学術	
	生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻			
医農融合公衆衛生学 環		公衆衛生学		

別紙第1（第3条第1項の規定により学士の学位を授与する場合）

	○第	号
学 位 記		
		（氏名）
	年 月 日	生
本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日		
		愛 媛 大 学

別紙第2（第3条第2項の規定により修士の学位を授与する場合）

	○修第	号
学 位 記		
		（氏名）
	年 月 日	生
本学大学院〇〇研究科（学環）修士課程（博士前期課程）において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日		
		愛 媛 大 学

別紙第3（第3条第3項の規定により博士の学位を授与する場合）

甲○博第		号
学	位	記
		(氏名)
年 月 日		生
本学大学院○研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する		
年 月 日		
		愛媛大学

別紙第4（第3条第4項の規定により博士の学位を授与する場合）

乙○博第		号
学	位	記
		(氏名)
年 月 日		生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士（○○）の学位を授与する		
(博士論文名)		
年 月 日		
		愛媛大学

別紙第5（第3条第3項の規定により博士の学位を授与する場合）

		甲農博第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日生
本学大学院連合農学研究科〇〇専攻の研究指導を〇〇大学において受け所定の単位を 修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める			
愛媛大学大学院連合農学研究科委員会			
上記の認定により博士（〇〇）の学位を授与する			
年	月	日	
		愛 媛 大 学	

別紙第6（第3条第4項の規定により博士の学位を授与する場合）

		乙農博第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したことを認める			
愛媛大学大学院連合農学研究科委員会			
上記の認定により博士（〇〇）の学位を授与する			
(博 士 論 文 名)			
年	月	日	
		愛 媛 大 学	

別紙第 7（第 3 条第 5 項の規定により教職修士（専門職）の学位を授与する場合）

		教職修第	号
学	位	記	
		(氏名)	
		年	月 日生
本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の専門職学位課程において所定の単位を 修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する			
年		月	日
		愛 媛 大 学	

愛媛大学教育学部規則（案）

平成16年4月1日

規則第 210 号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第26条第2項の規定に基づき、愛媛大学教育学部（以下「学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 学部は、学校教育法、愛媛大学学則（以下「学則」という。）及び愛媛大学憲章を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知識、道徳的及び応用的能力を展開させ、教育文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

第2章 教育課程及び授業科目

（教育課程）

第3条 学部の教育課程は、共通教育科目及び専門教育科目をもって編成する。

（授業科目、単位数等）

第4条 授業科目、単位数及び履修に関する事項は、別に定める。

（授業科目等の公示）

第5条 各学期に開講する授業科目、時間割及び担当教員名は、各学期の授業開始前に公示する。

（履修科目の届出）

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、前条の公示後所定の期間内に、学部長に届け出なければならない。

（入学前の既修得単位の認定）

第7条 学則第17条の規定により、学部に入学者前に他の大学又は短期大学等において修得した単位又は学修を、学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位の認定については、別に定めるところによる。

（外国人留学生等の履修すべき授業科目）

第8条 学則第26条及び第27条に規定する外国人留学生等の履修すべき留学生対象科目の単位数等については、別に定めるところによる。

第3章 学業成績判定

（学業成績判定）

第9条 学業成績の判定は、別に定める学業成績判定に関する規程による。

第4章 卒業

（卒業の要件）

第10条 卒業の要件は、愛媛大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、別表に定める単位数を修得することとする。

第5章 編入学、再入学、転学部及び転課程

（編入学、再入学、転学部及び転課程）

第11条 学則第35条に規定する編入学、学則第37条に規定する再入学、学則第39条に規定する転学部又は転課程を志願する者があるときは、教授会の選考を経て、これを許可することがある。

2 他の学部へ転学部しようとする者は、学部長の承認を得なければならない。

（出願等）

第12条 編入学、再入学、転学部又は転課程を志願しようとする者は、指定の期日までに出願し、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の手続をしなければならない。

（在学年数、既修得単位の認定）

第13条 編入学、再入学又は転学部した者に対する本学在学年数及び既修得単位の認定は、教授

会が行う。

第6章 学位及び教育職員免許

(学位)

第14条 学部の卒業者に授与する学位は、学士とし、専攻分野として教育学の名称を付記する。
(教育職員免許)

第15条 教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所要単位を修得した者は、その科目及び単位に応じてそれぞれ幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の免許状を取得することができる。

第7章 附属学校及び附属教育研究施設

(附属学校及び附属教育研究施設)

第16条 学部に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を置く。

2 学部に、附属科学教育研究センター及び附属インクルーシブ教育センターを置く。

3 各附属学校及び各附属教育研究施設に関する規程は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に学部に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、令和2年度入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学教育学部附属教育実践総合センター規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 愛媛大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会内規（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育学部規則は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別 表（第10条関係）

課程等 区 分			共通教育科目				専門 教育 科目	自由 選択	履修 単位 合計
			初年 次 科目	基礎 科目	教養 科目	発展 科目	専門 科目		
学校教育 教員養成 課程	初 等 教 育 コース	幼年教育サブコース	7	8	16	—	93	6	130
		小学校サブコース	7	8	16	—	87	12	
	中 等 教 育 コース	国語教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		社会科教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		数学教育専攻	7	12	16	—	80	15	
		理科教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		音楽教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		美術教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		保健体育専攻	7	8	16	—	80	19	
		技術教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		家政教育専攻	7	8	16	—	80	19	
		英語教育専攻	7	8	16	—	80	19	
	特 別 支 援 教 育 コース	小学校基礎免	7	8	16	—	96	3	
		中学校基礎免	7	8	16	—	95	4	

1) 卒業要件・最低必要単位数

授業科目の区分		最		低		必
コース		初 等 教 育		中		
サブコース・専攻		幼年教育	小学校	国語教育	社会科教育	数学教育
共通教育科目	初年次科目	7	7	7	7	7
	基礎科目	8	8	8	8	12
	教養科目	16	16	16	16	16
専門教育科目	教育の基礎的理解に関する科目等	32	28	28	28	28
	領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）	16				
	教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）	30	30			
	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）			28	28	28
	幼年教育科目	8				
	特別支援教育科目					
	大学が独自に設定する科目	3	3	4	4	4
	専門教育選択科目		20	16	16	16
	小学校サブコース演習		2			
	卒業研究	4	4	4	4	4
自 由 選 択		6	12	19	19	15
合 計		130	130	130	130	130

[illegible]

授業科目の区分		内 容
共通教育科目	初年次科目	別冊「共通教育履修案内」に従って履修してください。
	基礎科目	
	教養科目	
専門教育科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教員免許に必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」
	領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）	幼稚園教員免許に必要な「保育内容の指導法」「領域に関する専門的事項」
	教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）	小学校教員免許に必要な「各教科の指導法」「教科に関する専門的事項」
	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）	中学校・高等学校の教員免許に必要な専攻ごとの「各教科の指導法」「教科に関する専門的事項」
	幼年教育科目	幼年教育サブコースに応じた科目
	特別支援教育科目	
	大学が独自に設定する科目	幼年教育サブコース 小学校サブコース及び特別支援教育コース小学校基礎免、 中等教育コース及び特別支援教育コース中学校基礎免から履修 ※「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」 のうち最低必要単位数を超えて修得した単位は、 「大学が独自に設定する科目」の単位となります。

授業科目の区分		内 容
専門教育科目	専門教育選択科目	本学部で開講している専門科目から選択し、修得する科目です。 ※他コース、サブコース、専攻で開講している専門科目から修得した単位は「専門教育選択科目」の単位となります。 ※「大学が独自に設定する科目」のうち、必要単位数以上修得した単位は、「専門教育選択科目」の単位となります。
	小学校サブコース演習	3年次後学期に開講される小学校サブコースの必修科目です。 卒業研究指導教員のもとで、卒業研究に必要な知識や技能等を演習形式で学びます。
	卒業研究	
自 由 選 択		「本学のすべての授業科目」と「単位互換協定を結んでいる他大学の授業科目」から自由に選択し、修得する科目 ※共通教育科目、専門教育科目の単位のうち、必要単位数以上修得した単位は、自由選択の単位となります。

2) 取得できる免許状

2-1) 幼年教育サブコース

- ① 主免許状 幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状
- ② 副免許状 中学校教諭一種免許状又は二種免許状、高等学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者）、又は特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

2-2) 小学校サブコース

- ① 主免許状 小学校教諭一種免許状
- ② 副免許状 幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状、中学校教諭一種免許状又は二種免許状、高等学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

2-3) 中等教育コース

- ① 主免許状 各教科の中学校教諭一種免許状
- ② 副免許状 幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状、小学校教諭一種免許状又は二種免許状、他専攻の中学校教諭一種免許状又は二種免許状、高等学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者・肢体不自由者）、又は特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

2-4) 特別支援教育コース 小学校教員免許状を基礎免許状とする場合

- ① 主免許状 小学校教諭一種免許状
特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
- ② 副免許状 幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状、中学校教諭一種免許状
又は二種免許状、高等学校教諭一種免許状

2-5) 特別支援教育コース 中学校教員免許状を基礎免許状とする場合

- ① 主免許状 中学校教諭一種免許状（国語、数学、英語） ※ いずれか一つの教科
特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
- ② 副免許状 幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状、小学校教諭一種免許状又は二種免許状、
中学校教諭一種免許状又は二種免許状、高等学校教諭一種免許状

①主免許状：「卒業に必要な最低修得単位数」を修得することによって取得できる教員免許状

②副免許状：主免許状の他に教育職員免許状の取得方法で定める単位を修得することによって取得できる教員免許状

※ 副免許状の取得に必要な授業科目を履修する場合には、授業時間割上制約を受けることが多く、また履修に制限がある場合もありますので、必ずしも希望する副免許状を取得できるとは限りません。履修にあたっては、事前に学生生活担当教員や履修を希望する授業科目の担当教員に確認してください。

3) その他の取得できる資格等

- ・保育士【初等教育コースと特別支援教育コース小学校基礎免の学生に限る。】
- ・学校図書館司書教諭資格取得プログラム

初等教育コース・特別支援教育コース小学校基礎免（教育の基礎的理解に関する科目等）

科目の区分		授 業 科 目 名	単 位 数	週 時 間 数								備考	必修・選択 必修単位数	最低修得単 位数
				1年次		2年次		3年次		4年次				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育原論	2			2							幼年教育 サブコース ◎◇ 32 小学校 サブ コース 特別支援教 育コース （小学校基 礎免） ◎ 28	幼年教育 サ ブコース 32 小学校 サブ コース 特別支援教 育コース （小学校基礎 免） 28
	教職の意義及び教員の役 割・職務内容（チーム学校 運営への対応を含む。）	◎ 教職基礎論	2	2										
	教育に関する社会的、制度 的又は経営的事項（学校と 地域との連携及び学校安全 への対応を含む。）	◎ 教育制度論	2			2								
	幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程	◎ 発達と学習	2			2								
	特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する 理解	◎ 特別支援教育の基礎・基 本	2			2								
	道徳の理論及び指導法	◎ 道徳教育指導論	2				2							
	総合的な学習の時間の指導 法	◎ 総合的な学習の時間の指 導法	1				1							
	特別活動の指導法	◎ 特別活動論	1				1							
	教育課程の意義及び編成の 方法（カリキュラム・マネ ジメントを含む。） 教育の 方法及び技術	◇ 幼児教育課程論 ◎ 教育の課程と方法	2 2				2	2				◇の科目 は 幼年教 育コース 必修		
	情報通信技術を活用した教 育の理論及び方法	◎ 教育とICT活用	1			2								
	幼児理解の理論及び方法	◇ 幼児理解の理論と方法	2						2					
	生徒指導の理論及び方法進 路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	◎ 生徒指導・進路指導論	2					2						
	教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識を含 む。）の理論及び方法	◎ 教育相談論	2			2								
	教 育 実 習	◎教育実習事前・事後指導 （初等）	1						1					
		◎ 教育実習 A（初等）	4						8			注）		
教育実習 B（初等）		1						2						
教育実習 C（初等）		2								4				
応用実習（初等）		2								4				
教職実践演習	◎教職教育実践演習 （幼・小）	2								2				
計												32 又は 28	32 又は 28	

注）・幼年教育サブコースの学生は、幼稚園での実習を必須とします。
 ・小学校サブコース・特別支援教育コース（小学校基礎免）の学生は、小学校での実習を必須とします。

初等教育コース・特別支援教育コース小学校基礎免（教科及び教科の指導法に関する科目）

科目の区分		授 業 科 目 名	単 位 数	週 時 間 数								備 考	必修・選択必 修単位数	最低修得単 位数		
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前	後	前	後	前	後	前	後					
教 科 及 び 教 科 の に 関 す る	各教科の指導法 （情報通信技術 の活用を含む）	◎ 初等国語科教育法	2				2						◎ 20	20		
		◎ 初等社会科教育法	2				2									
		◎ 初等算数科教育法	2					2								
		◎ 初等理科教育法	2					2								
		◎ 初等生活科教育法	2			2										
		◎ 初等音楽科教育法	2					2								
		◎ 初等図画工作科教育法	2					2								
		◎ 初等家庭科教育法	2				2									
		◎ 初等体育科教育法	2			2										
		◎ 初等外国語科教育法	2					2								
	文 系	国語（書写を含む）	○ 初等国語	2			2							○ 2		
			日本語概説	2	2											
			日本古典文学概説	2				2								
			日本近代文学概説	2			2									
			中国古典概説	2			2									
			書写概説	2						2						
		社会	○ 初等社会	2					2							
			日本史 1	2			2									
			外国史 1	2	2											
			地理学概説	2		2										
			法学 1（国際法を含む）	2			2									
			社会学 1	2				2								
		生活	○ 初等生活	2							2					
			※英語	○ 初等外国語	2					2						
				英語学概論	2			2								
				英語圏文学概論 1	2				2							
				英語コミュニケーション演習 A	2		2									
				英語コミュニケーション演習 B	2			2								
	算数 理科	算数		異文化間コミュニケーション 1	2					2						
			○ 初等算数	2				2								
			代数学概論	2		2										
			幾何学概論	2		2										
			解析学概論	2				2								
			確率論概論	1			1									
			統計学概論	1			1									
		データ分析	2				2									
		理科	○ 初等理科	2		2										
			物理基礎	2			2									
			化学基礎	2	2											
			生物基礎	2		2										
			地学基礎	2	2											
			理科実験 1	1		2										
	理科実験 2		1		2											
理科実験 3	1			2												
理科実験 4	1			2												

10

中等教育コース・特別支援教育コース中学校基礎免（教育の基礎的理解に関する科目等）

科目の区分		授 業 科 目 名	単 位 数	週 時 間 数								備考	必修・選 択必修単位 数	最低修得単 位数	
				1 年次		2 年次		3 年次		4 年次					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目 等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育原論	2			2							◎ 28	28	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	◎ 教職基礎論	2	2											
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	◎ 教育制度論	2	2											
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 発達と学習	2	2											
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育の基礎・基本	2	2											
	道徳の理論及び指導法	◎ 道徳教育指導論	2			2									
	総合的な学習の時間の指導法	◎ 総合的な学習の時間の指導法	1			1									
	特別活動の指導法	◎ 特別活動論	1			1									
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）教育の方法及び技術	◎ 教育の課程と方法	2				2								
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	◎ 教育とICT活用	1	2											
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎ 生徒指導・進路指導論	2				2								
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	◎ 教育相談論	2			2									
	教育実習	◎ 教育実習事前・事後指導（中等）	1					1							
		◎ 教育実習A（中等）	4					8							
		教育実習B（中等）	1							2					
教育実習C（中等）		2							4						
応用実習（中等）		2							4						
教職実践演習	◎ 教職実践演習（中・高）	2							2						
計													28	28	

①中等教育コース 国語教育専攻・特別支援教育コース中学校（国語）基礎免
 （教科及び教科の指導法に関する科目）

科目の区分		授業科目名	単位数	週 時 間 数								備 考	必修・選択 必修単位数	最低修得単 位数	
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
教科及び 教科の 指導法に 関する 科目（国 語）	教科の指導法 （国語）	◎ 国語科教育法 1	2			2						◎ 8	8	28	
		◎ 国語科教育法 2	2				2								
		◎ 国語科教育法 3	2					2							
		◎ 国語科教育法 4	2						2						
	国語学	◎ 日本語概説	2	2								◎ 2	20		
		日本語研究	2					2							
		日本語学特講	2						2						
	国文学	◎ 日本古典文学概説	2				2					◎ 4			
		日本芸能史	2	2											
		◎ 日本近代文学概説	2			2									
		日本古典文学研究	2					2							
		日本古典文学演習	2						2						
		日本近代文学研究	2					2							
		日本近代文学演習	2						2						
		言語文化演習	1		1		1				※				
	漢文学	◎ 中国古典概説	2			2						◎ 2			
		中国古典作品選読	2					2							
		中国古典研究	2						2						
		中国古典演習	2							2					
	書道	◎ 書写概説	2						2			◎ 2			
		書写演習 1	2			2									
		書写演習 2	2			2									
書 道	教科の指導法 （書道）	書道科教育法 1	2					2				0			
		書道科教育法 2	2							2					
	書道	書道概説	2		2										
	書道史	書道史研究	2			2									
	書論、鑑賞	書論、鑑賞	2				2								
	計														18

・備考欄に※を付した授業科目は、単位を加算することができます。（重複履修可）
 ただし、教員免許状取得のための単位としては、重複して用いることはできません。

②中等教育コース 社会科教育専攻
(教科及び教科の指導に関する科目)

科目の区分		授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備 考	必修・選 択必修単 位数	最低修得単 位数		
				1年次		2年次		3年次		4年次						
				前	後	前	後	前	後	前	後					
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 （ 社 会 ）	教科の指導法	◎ 社会科（地理歴史科）教育法 1	2			2							◎ 8	8	28	
		◎ 社会科（地理歴史科）教育法 2	2					2								
		◎ 社会科（公民科）教育法 1	2			2										
		◎ 社会科（公民科）教育法 2	2						2							
	日本史・外国史	◎ 日本史 1	2			2								◎ 2 ○ 2	20	
		日本史 2	2					2								
		日本史 3	2						2							
		○ 外国史 1	2	2												
		外国史 2	2						2							
		外国史 3	2								2					
		○ 外国史 4	2			2							※			
	地理学 （地誌を含 む。）	◎ 地理学概説	2		2									◎ 2		
		人文地理 1	2				2									
		人文地理 2	2								2					
		自然地理 1	2		2											
		自然地理 2	2					2								
		地誌学	2						2							
	法学・政治学	○ 法学 1（国際法を含む）	2			2					2				○ 2	
		法学 2	2							2						
		法学 3	2								2					
		○ 政治学 1（国際政治を含む）	2		2		2						※			
		政治学 2	2			2										
	社会学・経済学	○ 社会学 1	2				2								○ 2	
		社会学 2	2							2						
		社会学 3	2								2					
		○ 経済学 1（国際経済を含む）	2			2										
		経済学 2	2					2								
		経済学 3	2						2							
哲学・倫理学	○ 哲学 1	2				2								○ 2		
	哲学 2	2					2									
	○ 倫理学 1	2	2													
	倫理学 2	2						2								
計												20		28		

※隔年開講科目：「外国史4」奇数年度開講、「政治学1(国際政治を含む)」偶数年度開講

③中等教育コース 数学教育専攻・特別支援教育コース中学校（数学）基礎免
（教科及び教科の指導に関する科目）

科目の区分	授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備 考	必修・選 択必修単 位数	最低修得単 位数		
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次						
			前	後	前	後	前	後	前	後					
教科及び教科の指導法に関する科目（数学）	教科の指導法	◎ 数学科教育法 1	2			2							◎ 8	8	28
		◎ 数学科教育法 2	2				2								
		◎ 数学科教育法 3	2					2							
		◎ 数学科教育法 4	2						2						
	代数学	◎ 数学概論	2	2									◎ 4	20	
		◎ 代数学概論	2		2										
		代数学 1	2			2									
		代数学 2	2				2								
		代数学 3	2					2							
		代数学 4	2						2						
	幾何学	◎ 幾何学概論	2		2								◎ 2		
		幾何学	2				2								
	解析学	◎ 解析学概論	2				2						◎ 2		
		(◎) 解析学 1	2		2							高一取得希望者は必修			
		(◎) 解析学 2	2					2				高一取得希望者は必修			
		解析学 3	2						2						
	確率論、統計学	◎ 確率論概論	1			1							◎ 2		
		◎ 統計学概論	1			1									
		(◎) 確率統計学 1	2						2			高一取得希望者は必修			
		確率統計学 2	2							2					
	コンピュータ	(◎) 数値計算	2					2				高一取得希望者は必修	◎ 2		
		◎ データ分析	2				2								
		数学とICT	2			2									
	複合科目	課題研究指導実践演習（数学）	2					2					0		
数学科教育	算数数学教育論	2			2										
	算数数学教育演習 1	2					2								
	算数数学教育演習 2	2							2						
その他	数学・情報研究	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	0			
計												20		28	

・備考欄に※を付した授業科目は、単位を加算することができます。（重複履修可）。

④中等教育コース 理科教育専攻
(教科及び教科の指導法に関する科目)

科目の区分		授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備考	必修・選 択必修単位 数	最低修得単 位数			
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				前	後	前	後	前	後	前	後						
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 (理 科)	教科の指導法	◎ 理科教育法 1	2			2							◎ 8	8	28		
		◎ 理科教育法 2	2			2											
		◎ 理科教育法(実験実習) 1	2			4											
		◎ 理科教育法(実験実習) 2	2				4										
	物理学	◎ 物理基礎	2			2								◎ 2	0	20	
		○ 物理	2			2											
		物理数学	2		2												
		物理学演習 1	2			2											
		物理学演習 2	2						2								
		物性物理学	2				2										
		物理学実験	2					4									
		化学	◎ 化学基礎	2	2										◎ 2		
	○ 化学		2			2											
	化学実験		2				4										
	化学演習 1		2			2											
	化学演習 2		2						2								
	化学演習 3		2								2						
	分析化学		2							2							
	生物学		◎ 生物基礎	2		2									◎ 2		
		○ 生物	2			2											
		教材生物実習	2			2	2										
		生物学実験	2						4								
		生物学演習 1	2						2								
		生物学演習 2	2								2						
		生物学演習 3	2									2					
		生命科学	2														
		地学	◎ 地学基礎	2	2									◎ 2			
	物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験(それぞれにコンピュータ活用を含む。)	◎ 理科実験 1	1		2									◎ 4			
		◎ 理科実験 2	1		2												
		◎ 理科実験 3	1			2											
		◎ 理科実験 4	1			2											
		複合科目	課題研究指導実践演習(理科)	2					2						0		
			理科教育実践研究 1	2		2									0		
	理科教育実践研究 2		2				2										
	理科教育演習 1		2				2										
	理科教育演習 2		2					2									
	理科教育演習 3		2						2								
理科教育演習 4	2								2								
理科教育演習 5	2									2							
環境教育実践演習	2			2													
理科観察実験演習 1	1		2									※					
理科観察実験演習 2	1			2								※					
理科観察実験研究 1	1				2							※					
理科観察実験研究 2	1					2						※					
計												24	28				

・備考欄に※を付した授業科目は、単位を加算することができます。(重複履修可)。

⑤中等教育コース 音楽教育専攻
(教科及び教科の指導法に関する科目)

科目の区分	授業科目名	単位数	週 時 間 数								備 考	必修・選択必修単位数	最低修得単位数			
			1年次		2年次		3年次		4年次							
			前	後	前	後	前	後	前	後						
教科及び教科の指導法に関する科目(音楽)	教科の指導法	◎ 音楽科教育法 1	2			2							◎8	8	28	
		◎ 音楽科教育法 2	2			2										
		◎ 音楽科教育法 3	2					2								
		◎ 音楽科教育法 4	2						2							
	ソルフェージュ	◎ ソルフェージュ基礎	2			2							◎2	20		
		ソルフェージュ	1	2				2			2		※			
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎ 声楽基礎（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む）	2	2										◎2	04	
		○ 声楽基礎演習	1		2											
		声楽（1）	1			2		2			2		※			
		声楽（2）（歌唱指導法を含む）	1				2		2			2	※			
		○ 合唱（1）	1	2		2		2			2		※			
		○ 合唱（2）	1		2		2		2			2	※			
		◎ 器楽基礎（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む）	2	2										◎2		
		○ ピアノ基礎演習	1		2											
	ピアノ	ピアノ（1）	1			2		2			2		※			
		ピアノ（2）	1				2		2			2	※			
		ピアノ演奏研究	2						2							
		ピアノ伴奏法（1）	1					2			2		※			
		ピアノ伴奏法（2）	1						2			2	※			
		管楽器（1）	1		2		2		2			2	※集中講義			
		管楽器（2）	1			2		2			2		※集中講義			
		○ 器楽アンサンブル（1）	1	2		2		2			2		※			
		○ 器楽アンサンブル（2）	1		2		2		2			2	※			
		○ 日本音楽	1		2		2		2			2	※			
		指揮法	◎ 指揮法	2					2					◎2		
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	◎ 音楽理論・作曲法（編曲法を含む）	2	2										◎4		
		音楽デザイン基礎（1）	1		2											
		音楽デザイン基礎（2）	1			2										
		音楽デザイン（1）	1				2		2			2	※			
音楽デザイン（2）		1					2			2		※				
◎ 音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む）		2			2											
計												24	28			

1) 備考欄に※を付した授業科目は、単位を加算することができます(重複履修可)。ただし、加算された単位は、必修の単位数に含めることができません。また、教員免許状取得のための単位としても重複して用いることはできません。

2) 合唱及び器楽アンサンブルは、同一年次に(1)と(2)を併せて履修することが望ましいです。

3) 「声楽(1)」、「声楽(2)」は、原則「声楽基礎」「声楽基礎演習」の単位修得後に履修してください。

4) 「ピアノ(1)」、「ピアノ(2)」及び「ピアノ演奏研究」は、原則「器楽基礎」の単位修得後に履修してください。

なお、卒業研究をピアノで行う場合には「ピアノ演奏研究」を履修してください。

⑥中等教育コース 美術教育専攻
(教科及び教科の指導法に関する科目)

科目の区分		授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備 考	必修・選 択必修単 位数	最低修得単 位数	
				1 年次		2 年次		3 年次		4 年次					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
教科及び教科の指導法に関する科目（美術）	教科の指導法	◎ 美術科教育法 1	2			2							◎8	8	28
		◎ 美術科教育法 2	2			2									
		◎ 美術科教育法 3	2				2								
		◎ 美術科教育法 4	2					2							
	絵画	◎ 絵画基礎演習	2	4								※	◎2	08	20
		○ 絵画 1	2		(4)		(4)		(4)		(4)	※偶数年 度開講			
		絵画 2	2		(4)		(4)		(4)		(4)	※奇数年 度開講			
		絵画 3	2						4		※				
	彫刻	◎ 彫刻基礎演習	2		4							※	◎2		
		○ 彫刻 1	2			4						※			
		彫刻 2	2					4				※			
		彫刻 3	2						4		※				
	デザイン	◎ デザイン基礎演習	2	4								※	◎2		
		○ デザイン 1	2				4					※			
		デザイン 2	2					4				※			
		デザイン 3	2							4		※			
		デザイン概論	2		2							※			
	工芸	◎ 工芸基礎演習	2		4							※	◎2		
		○ 工芸 1	2			4						※			
		工芸 2	2						4			※			
		工芸 3	2							4		※			
		図法製図	2	4											
		工芸概説（鑑賞）	2						2						
	美術理論・美術史	◎ 美術理論・美術史基礎演習	2	2									◎4		
		○ 西洋美術史	2			2									
		◎ 日本美術史	2				2								
		美術史見学演習	2		(2)		(2)		(2)			※隔年開 講・集中 講義			
工芸	教科の指導法 （工芸）	工芸科教育法 1	2					2					0		
		工芸科教育法 2	2						2						
計												28	28		

1) 備考欄に※を付した科目は、単位を加算することができます（重複履修可）。ただし、加算された単位は、◎印を付した授業科目であっても必修の単位数に含めることはできません。また、教員免許状取得のための単位としても重複して用いることはできません。

2) 令和4年度入学生は、絵画1を1年次で履修することが望ましいです。

⑦中等教育コース 保健体育専攻
(教科及び教科の指導法に関する科目)

科目の区分		授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備 考	必修・選 択必修単 位数	最低修得単 位数			
				1年次		2年次		3年次		4年次							
				前	後	前	後	前	後	前	後						
教科及び教科の指導法に関する科目 (保健体育)	教科の指導法	◎ 保健体育科教育法 1	2			2							◎ 8	8	28		
		◎ 保健体育科教育法 2	2				2										
		◎ 保健体育科教育法 3	2					2									
		◎ 保健体育科教育法 4	2						2								
	体育実技	◎ 基礎実技 1	1	(2)		(2)							奇数年開講	◎ 8 ○ 2	20		
		◎ 基礎実技 2	1	(2)		(2)							偶数年開講				
		◎ 器械運動	1	(2)		(2)							奇数年開講				
		◎ 陸上競技	1	(2)		(2)							偶数年開講				
		◎ 球技 1 (バスケットボール)	1		(2)		(2)						奇数年開講				
		◎ 球技 2 (サッカー)	1		(2)		(2)						偶数年開講				
		◎ 球技 3 (バレーボール)	1		(2)		(2)						奇数年開講				
		◎ 球技 4 (テニス・バドミントン)	1		(2)		(2)						偶数年開講				
		○ 武道	1	(2)		(2)							奇数年開講				
		○ ダンス	1		(2)		(2)						偶数年開講				
		○ アウトドアスポーツ 1 (登山)	1	(2)		(2)							偶数年開講 ※集中授業				
		○ アウトドアスポーツ 2 (スキー)	1		(1)		(1)						奇数年開講 ※集中授業				
		○ 水泳	1	(2)		(2)							奇数年開講集中 授業				
		○ アドバンススポーツ 1	1					2					※集中授業				
		○ アドバンススポーツ 2	1						2				※集中授業				
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	◎ 運動学・バイオメカニクス	2	2									◎ 2 ○ 2				
		○ 体育心理学	2			2											
		○ スポーツ文化論	2				2										
	生理学(運動生理学を含む。)	◎ 生理学・運動生理学	2	2									◎ 2				
	衛生学・公衆衛生学	◎ 衛生学・公衆衛生学	2			2							◎ 2				
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	◎ 教育保健	2			2							◎ 2				
		メンタルヘルス	2							2							
	その他	体育指導観察実習	1		2								集中授業	0			
		体育指導体験実習	1			2							集中授業				
		体育心理学実習	2				2										
		体育教材実践論	2				2										
		保健体育測定評価	2						2								
		保健体育教師論	2							2							
		保健体育指導論	2								2						
		保健体育学演習 1	2					2									
		保健体育学演習 2	2						2								
		保健体育学研究	4								2月2日						
		スポーツ指導実習	1		2								※				
計												28					28

・備考欄に※印を付した科目は、単位を加算することができます(重複履修可)。ただし、加算された単位は、必修の単位数に含めることはできません。また、教員免許状取得のための単位としても重複して用いることはできません。

⑧中等教育コース 技術教育専攻
(教科及び教科の指導法に関する科目)

[illegible]

⑨中等教育コース 家政教育専攻
(教科及び教科の指導法に関する科目)

科目の区分		授業科目名	単位数	週 時 間 数								備 考	必修・選択 必修単位数	最低修得単 位数		
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次						
				前	後	前	後	前	後	前	後					
教科及び教科の指導法に関する科目 (家庭)	教科の指導法	◎ 家庭科教育法 1	2			2							◎ 8	8	28	
		◎ 家庭科教育法 2	2				2									
		◎ 家庭科教育法 3	2					2								
		◎ 家庭科教育法 4	2						2							
	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	◎ 生活経営学	2				2						◎ 4	○ 4	20	
		家族関係学	2					2								
		◎ 消費生活論	2						2							
		生活科学概論	2	2												
	被 服 学 (被服製作実習を含む。)	◎ 被服学	2		2								◎ 3			
		衣生活論	2				2									
		◎ 被服構成学及び実習 1	1			2										
		被服構成学及び実習 2	2						4							
		○ 衣環境学実験	1				2									
	食 物 学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	◎ 食物学	2		2								◎ 3			
		食生活の安全と健康	2						2							
		◎ 調理加工学及び実験実習 1	1				2									
		調理加工学及び実験実習 2	1						2							
		○ 食品生化学実験	1			2										
	住 居 学 (製図を含む。)	◎ 住居学	2				2						◎ 2			
		住環境教育論	2				(2)		(2)			隔年開講				
	保 育 学 (実習及び看護を含む。)	◎ 保育学	2			2							◎ 2			
		○ 保育学演習	2						2							
		○ 子ども・家族福祉	2							2						
	教科及び教科の指導法に関する科目 (高校・家庭)		生活工学	2						2				0		
	そ の 他	家庭科教育研究	2							2						
		家庭科演習	2									2				
計													26		28	

⑩中等教育コース 英語教育専攻・特別支援教育コース中学校（英語）基礎免
（教科及び教科の指導法に関する科目）

科目の区分		授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備 考	必修・選 択必修単位 数		最低修得単 位数
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
教科及び教科の指導法に関する科目（英語）	教科の指導法	◎ 英語科教育法 1	2			2							◎ 8	8	28
		◎ 英語科教育法 2	2				2								
		◎ 英語科教育法 3	2					2							
		◎ 英語科教育法 4	2						2						
	英語学	◎ 英語学概論	2			2							◎ 2	○ 4	20
		○ 英語学 1	2				2								
		英語学 2	2					2							
		日英語比較論	2						2						
	英語文学	◎ 英語圏文学概論 1	2				2						◎ 2		
		○ 英語圏文学概論 2	2						2						
	英語コミュニケーション	◎ 英語コミュニケーション演習A	2		2								◎ 2		
		○ 英語コミュニケーション演習B	2			2									
		英語コミュニケーション演習C	2				2								
		英語リーディング	2					2							
		英語ライティング	2						2						
		◎ 異文化間コミュニケーション1	2					2							
	○ 異文化間コミュニケーション2	2						2							
ICTと異文化間コミュニケーション	2				2										
その他	英語教育実践研究	2							2			0			
計													20		28

中等教育コース・特別支援教育コース中学校基礎免（大学が独自に設定する科目）

科目の区分	授 業 科 目 名	単位数	週 時 間 数								備 考	必修・選択必修単位数	最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
大学が独自に設定する科目	ESD概論	2	2									◎ 3	4
	海外教育実践体験実習	1	(1)		(1)		(1)		(1)		※随時開講・集中		
	情報活用実践	2			2								
	教育実践力開発論	2			2								
	◎ 実践省察研究	1			1-1						集中授業		
	教職体験実習	1			1-1						注) 1		
	教職教養課題特講	2			2								
	◎ 一貫教育・連携教育概論	2					2						
	部活動指導実践論	2						2					
	インターン実習	1						1-1					
	インクルーシブ教育実践論	2							2				
	所属専攻の「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目 注) 2												
中等教育コース（教育の基礎的理解に関する科目等）のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目													
計											3	4	

注) 1 「教職体験実習」は、受け入れ校と調整のうえ、9月（前半）に集中形式で実施します。履修するには原則として1年次に「地域連携実習」に6時間以上参加していること、また、事前の説明会及び事前指導・事後指導の受講が必要となります。

注) 2 ただし、中学校教諭一種免許状の教科に関する科目に限ります。

・備考欄に※印を付した授業科目は、単位を加算することができます。（重複履修可）ただし、加算された単位は「大学が独自に設定する科目」としては、重複して用いることはできません。

中等教育コース（専門教育選択科目）

科目の区分	授業科目名	単 位 数	週 時 間 数								備考	必修・選 択必修単位 数	最低修得単 位数			
			1年次		2年次		3年次		4年次							
			前	後	前	後	前	後	前	後						
専門教育科目 教科及び教科の指導法に関する科目（情報）	日本語教育概論	2				2										
	才能教育論	2							2							
	各教科の指導法（情報）	情報科教育法1	2					2								
		情報科教育法2	2						2							
		情報科教育特論	2	2												
		情報科教育授業論	2		2											
		情報社会・情報倫理	インターネット社会のための情報倫理	1		1										
	情報社会と情報倫理		2			2										
	コンピュータ・情報処理（自習を含む。）	データ構造とアルゴリズム	2				2									
		プログラミング言語Ⅰ	2	2												
		ヒューマンインタフェース	1					1								
		情報工学Ⅰ	2				2									
		情報工学Ⅱ	2					2								
	情報システム（実習を含む。）	計測・制御システムの設計	2						2							
		情報システム開発演習	2						2							
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク活用	2					2								
		情報通信ネットワーク論	2					2								
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア基礎	2						2							
		マルチメディア技術	1						1							
		デジタル画像処理	2						2							
	情報と職業	情報社会の発展と職業	2					2								
		情報・職業	2					2								
		情報変革と職業	2			2										
	自専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家政、英語）開講科目のうち、最低修得単位数を超過して修得した科目															
	他コース、他専攻の開講科目															
	「学校図書館司書教諭主格取得プログラム」開講科目															
保育誌科目※保育実習・総合演習の科目を除く。																
計												0	16			

特別支援教育コース

以下のコース科目及び、基礎免許状に必要な科目を修得してください。

小学校基礎免

中学校基礎免 国語 数学 英語

科目の区分		授 業 科 目 名	単位数	週 時 間 数								備 考	必修・選 択必修単 位数	最低修 得単位 数	
				1年次		2年次		3年次		4年次					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
特別支援教育の基礎理論に関する科目		◎ 特別支援教育の理念と制度	2	2										◎31	◎31
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	◎ 知的障害児の心理・生理及び病理	2		2										
		◎ 肢体不自由児の心理・生理及び病理	2					2							
		◎ 病虚弱児の心理・生理及び病理	2	2											
		◎ 聴覚障害児の心理	2			2									
		◎ 聴覚障害児の生理及び病理	2				2								
		障害児心理検査法	2						2						
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	◎ 知的障害児の教育課程及び指導法	2				2								
		◎ 肢体不自由児の教育課程及び指導法	2						2						
		◎ 病虚弱児の教育課程及び指導法	2				2								
		◎ 聴覚障害児の教育課程	2				2								
		◎ 聴覚障害児指導法	2						2						
		手話コミュニケーション論	2	2											
		代替コミュニケーション論	2	2											
特別許状支援に定めらるる領域以外のこととなる科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	◎ 重複・LD等の心理・生理及び病理	2					2							
		◎ 重複・LD等の教育課程及び指導法	2						2						
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	◎ 視覚障害児の理解と指導	1				2						集中授業		
		聴覚障害児の理解と指導	1						2					集中授業	
		重複障害児教育総論	1							2				集中授業	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	◎ 特別支援学校教育実習	3							6-6						
	◎ 特別支援学校教育実習事前・事後指導	1							1-1						
	特別支援学校（聴覚障害）教育実習	2								4-4					
	特別支援学校（肢体不自由）教育実習	2								4-4					
	特別支援学校（知的障害）教育実習	2								4-4					
	その他	聴覚障害児教育方法論	2							2			集中授業		
	教育聴能学	2									4-4	通年授業			
計														31	31

(4) 卒業研究

卒業研究とは、学生が自由にテーマを選び、指導教員の指導を受けながら主体的に取り組む研究です。本学部では、専攻する内容によって論文の作成、作品の制作、演奏等のかたちをとりますが、いずれも1年次から4年次までの学生生活の集大成として、また、卒業後の自分の得意分野の形成や興味・関心のありように影響を与えるものとして極めて重要です。卒業研究として何に取り組むか、早くから考えつつ学生生活を送って下さい。

指導教員の決定の届け出、研究題目の決定と変更の届け出、研究業績の提出のそれぞれの時期、届け出・提出先等については「愛媛大学教育学部卒業研究に関する内規」を参照して下さい。

(5) 自由選択

「自由選択」とは、「共通教育科目」、「専門教育科目」とは別に設けられている授業科目の区分です。この区分は、学生の自由な授業の選択、履修を保証し、促進するために設けられています。卒業要件を満たすためには、「共通教育科目」、「専門教育科目」の各区分ごとの最低必要修得単位数とともに、この「自由選択」の最低必要修得単位数を修得する必要があります。「自由選択」の最低必要修得単位数はコース・サブコース・専攻ごとに定められています。その対象となるのは、基本的に、本学が開設する全ての授業科目及び※本学と単位互換協定を結んでいる大学の所定の授業科目です。他学部、他大学の授業科目の履修については教育支援課教育学部チーム窓口にご相談下さい。

「自由選択」の単位に算入できるのは、コース・サブコース・専攻ごとに定められた共通教育、専門教育の各授業科目区分の「卒業に必要な最低必要修得単位数」を超えて修得した単位です。卒業要件以外の免許状やその他の資格を取得するために修得した単位はこの「自由選択」の単位に算入することができます。

※愛媛大学と単位互換協定を結んでいる大学

・放送大学 ・松山大学 ・松山東雲女子大学 ・聖カトリナ大学 ・松山短期大学 ・聖カトリナ大学短期大学 ・松山東雲短期大学 ・今治明德短期大学

※大学間連携教職課程による連携開設科目を開設している大学

・鳴門教育大学 ・香川大学 ・高知大学

学位又は称号	学士(教育学)	学位又は学科の分野	教育学・保育学関係
【卒業要件】 4年以上在籍し、総単位数130単位以上を習得する。なお、卒業要件には、卒業研究4単位を含めている。 ・共通教育科目31単位(中等教育コース数学教育専攻のみ35単位) ・専門教育科目87-96単位(コース並びにサブコース・専攻により異なる) ・自由選択科目3-19単位(コース並びにサブコース・専攻により異なる) 【履修方法】 全学で科目ナンバリング制を導入し、カリキュラムマップを公開することにより、科目の難易度や内容の関連性・系統性が理解できるように構成されている。セメスターごとの履修単位に上限(原則24単位)を設けている。 ・高一種(情報)免許の取得を希望する場合、他大学の連携開設科目から8単位以上履修する必要がある。		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週
		1時限の授業期間	90分